債権回収の実務と手続の活用

債権の回収が可能かどうかは，強制執行等の場面にとどまらず，事案処理の初期段階から念頭に置いておく必要があり，事件処理を進めていく上で非常に重要なポイントです。

債権回収の分野における，具体的な強制執行手続については，現在，東京地方裁判所民事執行センターのウェブページや各種の書籍等から，容易に情報を入手できる状態となっています。

もっとも，手続を申し立てるまでの財産調査の方法については，必ずしも十分な情報が得られるとまではいえないように思われます。

そこで本号の特集では，債権回収の手がかりとなる財産の調査をはじめとして，さらに債務者以外の関係者からの回収可能性，債権回収に関連する具体的手続の活用例に焦点をあてました。

もとより債権回収は事案ごとに財産調査や対象とすべき相手方，実行する手続を検討していくものですが，本特集がその一助となれば幸いです。

（遠藤 治）

CONTENTS

Ⅰ 債務者財産の調査方法とその留意点
Ⅱ 関係者の財産を対象とする手段
Ⅲ 債権回収における各種手続の活用例等について

債権回収の実務 Ⅰ

債務者財産の調査方法とその留意点

- 財産の調査方法と留意点
- 関係者財産を対象とする手段
- 各種手続の活用例

会員 鷹取 信哉（44 期）

1 財産調査の重要性

弁護士が債権回収の相談を受けると，債権の発生原因，抗弁等に関連する事実を調査することになる。その結果，権利行使が可能と判断した場合であっても，債務者に責任財産がなく，将来債務者がこれを得る見通しもないのに徒に法的手続をとれば，債権者に無駄に費用と労力を費やさせ，弁護士が信用を失うことになるだろう。これに対し，弁護士の調査活動を通じて債務者の財産を発見し，債権者の期待以上の回収を実現できれば，債権者に大いに感謝されることになるだろう。

このように債務者の責任財産の調査は，債権回収を依頼された弁護士にとって重要な職務であるにもかかわらず，これまでこの点をまとまった形で論じた文献に乏しかった。そこで，本稿では，債権回収の実務で取り上げられることの多い財産を中心に，債務者財産の調査方法とその留意点を整理することとしたい。

2　債務者に関する基礎的情報の取得

(1)　債権者のヒアリング

相続，債権譲渡，事業譲渡等を原因として債権を取得した場合を除き，債権者は，債務者と直接の法律関係を持ち，債務者に関する情報を持つのが通例である。したがって，弁護士としては，債権者の十分なヒアリングを心がけるべきである。その際，債務者の資産の有無，種類等の聴取が重要なことは言うまでもないが，債権者の情報の中に債権回収のヒントが含まれていることがあるから，それに限らず債務者に関連する情報を広く聴取するよう心がけたい。

債務者が自然人であれば，住所，性別，年齢，職業，出身地，親族関係，交友関係等の把握に努めるべきである。債務者が株式会社であれば，沿革，業種，事業内容，取扱品，仕入先，販売先等を聴取するほか，さらに株式会社登記簿の登記事項証明書を取り寄せ（商業登記法10条1項），その異動を含め，商号，会社成立の年月日，本店所在地，目的，役員，支店等を確認するべきである。

(2)　株式会社の保有資料

株式会社は，法令，社内規則，慣例等に従って会社財産に関する資料を保有している。債権者としては，債務者会社の計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表）及び附属明細書（会社法435条2項，会社計算規則59条1項）に加えて（債権者の計算書類等の閲覧・謄本等交付請求権につき，会社法442条3項参照），法人税確定申告書及び添付書類（法人税法74条1項，3項）の各控えの入手が望ましいことは言うまでもないが，債権者が金融機関や債務者と特別な関係に立つ者でない限り，実際には入手が困難であろう。比較的入手が容易なのは，債務者が発行する会社案内，会社経歴書等である。近時は，ホームページを開設している会社が少なくなく，業務内容のほかに，取引先，取引銀行等に関する情報を掲載していることがあるので，現在はその調査が不可欠と言っても過言ではない。

(3)　第三者からの情報取得

ア　債務者以外の第三者，例えば，債務者が自然人であれば，友人，知人，親族，交際相手等，法人であれば，同業者，取引先（仕入先，販売先，運送業者，倉庫業者），役員の友人，知人等と接触して，債務者情報の入手に努めるか否かは悩みどころである。接触があだとなって，債権者の行動が債務者に伝わったり，聴取の相手方に債務者の信用状態の悪化を気づかせたりする可能性もあるが，その反面，債務者と敵対的な関係にある第三者が，密かに差押えの対象財産を漏らすこともあり，ケース・バイ・ケースで判断するほかない。

イ　信用情報機関（帝国データバンク，東京商工リサーチ等）が有償で提供する信用情報も有益であるが，記載された情報が全て正しいとは限らないし，費用及び時間もかかる。債権額の多寡と回収の可能性等を比較して，その利用を検討するべきである。

債務者に関する基礎情報の取得

基礎情報の取得先	内　容
債権者のヒアリング	個人の場合は住所, 性別, 年齢, 職業, 親族関係, 交友関係等 法人の場合は沿革, 業種, 事業内容, 取扱品等
株式会社保有資料	会計帳簿, 確定申告書類, 会社案内, ホームページ情報
第三者からの情報取得	個人の場合は友人, 知人, 親族, 交際相手等 法人の場合は同業者, 取引先, 役員の友人等

各財産別の調査資料

財 産	調 査 資 料
不動産	登記簿, 債務者の前住所, 会社関係先等も調査
動産	債務者等からの聴取, 現地調査, 登記簿
預貯金	自宅, 本店所在地等に近い金融機関等のチェック
株式・投資信託	債務者等からの聴取
給与, 役員報酬等	関係者から勤務先等を聴取
売掛金	関係者から聴取
自動車	弁護士会照会等で車検証を入手
ゴルフ会員権	債務者等からの聴取

3　不動産

(1)　登記事項証明書及び共同担保目録の入手

ア　債務者の住所，本店所在地等が判明したら，原則として，「住居表示地番対照住宅地図」（ブルーマップ）を参照して登記上の所在地を調べ，当該不動産の登記事項証明書の交付を受けるべきである（不動産登記法119条1項）。この交付申請と同時に，共同担保目録（同法83条2項）を取り寄せることで（不動産登記規則193条1項5号），債権者の把握していない不動産が見つかることがある。

イ　債務者が法人のときは，本店及び支店の各所在地以外の場所に不動産を所有していないかをよく調査する必要がある。上記2(2)の情報を活用し，ときに債務者会社の役員，同業者，取引先等を聴取して，工場，倉庫，駐車場，資機材置場，社員寮，保養所等の有無を調べ，もし新たな不動産が見つかったときは，上記アと同様，これらの登記事項証明書を入手するべきである。

ウ　債務者の両親，兄弟姉妹の死亡を知ったときは，これらの者（被相続人）の最後の住所地の土地建物の登記事項証明書を取り寄せるべきである。遺産分割未了の不動産が見つかった場合，家庭裁判所に相続放棄の申述の有無に係る弁護士会照会をし，債務者が相続放棄をしていないときは，代位登記をして仮差押えや強制競売の申立てをすることになろう（不動産登記法59条7号）。

(2)　未登記建物と保存登記

債務者が所有する未登記建物は，第三者のために担保権が設定されていない分，回収財源としての価値があるが，仮差押え又は強制競売の申立てに当たり，土地所在図，地積測量図，建物図面，各階平面図等の書面の添付が必要である（民事保全規則20条1号ロ(2)，(3)，民事執行規則23条2号ロ，ハ）。債務者に隠密裏に法的手続をとるときは，予め建築士等に相談をして，敷地，建物等に立ち入らないでこれらを作成できるかを確認しなければならない。

(3)　登記事項証明書の精読

ア　建物が滅失した場合，滅失建物の登記をその跡地に新築された建物の所有権保存登記に流用することは許されないから（最高裁昭和40年5月4日判決（最高裁民事判例集19巻4号797頁）），建物の保存登記の経由の時期が著しく古いようなときは，現地調査，少なくとも現地の写真を取り寄せ，旧建物が滅失し，同一敷地上に新建物が建築されていないかを確認するべき

である。

イ　登記事項証明書を入手した時点で債務者名義の不動産がなかったとしても，債務者が無資力状態に陥った後，第三者に名義を移転させているときは，詐害行為取消権の要件（民法424条1項）を充足しないかを検討することになる。

ウ　債務者所有の不動産登記に担保権が設定されている場合でも，直ちに法的手続を断念するのではなく，不動産登記の乙区欄の内容を精査しなければならない。例えば，債務者が不動産の購入時に住宅金融支援機構，銀行，保証会社等の普通抵当権登記を設定し，その後相当の年数が経過しているときは，被担保債権（住宅ローン等）が既に消滅し，又は将来消滅する可能性がある。

(4)　資産的価値の調査

債務者が不動産を所有していることが判明した場合，仮差押え又は強制競売の申立てに先立ち，その実質的な価値を評価する必要がある。特に強制競売の申立てをするときは，無剰余を理由として強制競売手続が取り消されないよう，予め時価を確認しておくべきである（民事執行法63条2項本文参照）。

不動産の時価を調査するときは，公示価格が国土交通省の，路線価図が国税庁のインターネットによって配信されているから，これらを参照するとよい。最近は，不動産業者のホームページに売買物件情報が多数配信されており，これらを参照して，およその時価を知ることもできる（売主の希望価格が掲載されていることが多いので，多少割り引くことが必要である）。

(5)　賃借物件について

ア　債務者所有の不動産を第三者が占有しているときは，賃貸借契約が締結され，債務者が賃料債権を有している可能性が高い。この場合は，現地に赴いて表札，看板等を確認し，必要に応じて周辺住民等の聞き取りをして，賃借人（第三債務者）の把握に努める。賃貸借契約の締結が明らかになったときは，債務者が有する賃料債権の仮差押え又は債権差押えを検討する。

イ　債務者が第三者所有の不動産を占有しているときは，賃貸借契約に基づき，敷金，保証金，建設協力金等を納付している可能性が高いし，当該不動産が事業用物件のときはこれらの額が大きくなる傾向がある。賃貸物件の明渡しが完了するまで換価性がない，債務者の賃料不払い等により資産価値が劣化するといった消極面もあるが，最初から検討対象から外すのは妥当ではないだろう。

賃貸人は，不動産の所有者と同一のことが多いが，サブリースの場合もあるので，不動産業者に対する照会やインターネットによって情報収集に努めるべきである。

4　動産

(1)　所在場所の調査

ア　動産の仮差押え及び強制執行の申立ての際には，対象動産の所在場所を示す必要があるから（民事保全規則40条，民事執行規則99条），債務者がどこに動産を保管しているかを把握する必要がある。

イ　債務者が自然人の場合，自宅を保管場所とす

ることが多いので，財産調査の方法は，自宅の訪問や債務者からの事前聴取による。ときに債務者が自宅以外の場所に保管することがあるが，一般にこれを把握するのは困難であり，債務者本人又は第三者から情報を得るほかないであろう（貸金庫の内容物は，利用者の銀行に対する貸金庫契約上の内容物引渡請求権を差し押さえる方法による強制執行による。最高裁平成11年11月29日判決（最高裁民事判例集53巻8号1926頁）参照）。

ウ　債務者が法人の場合には，本店や支店以外の場所で動産が保管されていることがあるから，ここでも上記2⑵の情報を駆使し，ときには債務者会社の役員，同業者，取引先等から聞き込みをして，保管場所に関する情報の入手に努める。

⑵　担保権の調査

ア　法人が所有する動産は，担保に供されている場合が少なくない。事務所内の什器備品については，所有権留保がなされていることが多いし（リース物件），譲渡担保権が設定されていることもある。いずれも，実務上，担保権者によって明認方法（ネームプレート等）が施されており，現地でその有無を確認する必要がある。

イ　工場所有者が工場に属する土地に抵当権を設定すると，付加物及び土地に備え付けた機械，器具その他工場の用に供する物（供用物）にその効力が及ぶ（工場抵当法2条1項）。また，工場に属する建物に抵当権を設定すると，同じく建物の付加物及び供用物にその効力が及ぶ（同条2項）。そして，供用物は，土地又は建物とともにするのでなければ，仮差押え，差押えをすることができない（同法7条2項）。したがって，工場の動産の執行を検討するときは，予め土地及び建物の登記事項証明書に加えて，供用物の目録（同法3条1項）を調査する必要がある。

さらに，土地，建物，機械その他の物的設備は工業所有権等を一括して一個の財団を組成し，この上に抵当権が設定されていることもあるから（同法11条），このようなときは工場財団登記簿（同法18条）及び工場財団目録（同法22条）の調査が必要である。

⑶　資産的価値の評価

動産の仮差押え又は強制執行を申し立てるときは，動産の存否に加えて，対象動産の価値についても把握しておくことが望ましい。倉庫等に保管されている原材料，半製品，製品等は，保管費用がかかること，シーズンオフ，流行の陳腐化等による資産劣化があり得ることなど，資産価値の劣化要因も併せ調査しておくべきである。

なお，法人の法人税確定申告書及び添付書類には，什器備品，機械設備として計上されていても，土地建物に付合して所有権が消滅していることもあるので（民法242条本文），これらの文書を精読し，可能であれば現地調査をしておきたい。

5　預貯金

⑴　支店の調査

ア　仮差押え又は債権差押えの申立てをするときは，第三債務者が執行の対象債権を認識，識別できる程度の特定が必要である（民事保全規則19条2項，民事執行規則133条2項参照）。

この点，金融機関の支店ごとに対象債権を特定する必要があるか否かについて見解が分かれていたところ，最高裁判所は，支店ごとに対象債権を特定する必要があるとして，全支店一括順位付け方式及び預金額最大店舗指定方式による債権差押えの申立てはいずれも不適法であるとの判断を示した（最高裁平成23年9月20日決定（最高裁民事判例集65巻6号2710頁），最高裁平成25年1月17日決定（判例時報2176号29頁））。そこで，弁護士としては，銀行預金については取扱支店，ゆうちょ銀行の貯金債権については貯金事務センター（又は那覇支店貯金事務管理部）を特定して申し立てる必要がある。

イ　弁護士が債権者から法律相談を受けた後にこれらの調査を試みても，情報を入手できないことが多いだろう。そして，債務者の預金口座の有無等に係る弁護士会照会を申請しても，金融機関が回答に応じないことが多い。

この点について，有名義債権者が弁護士をして債務者の預金口座の有無等について弁護士会照会をさせたが，銀行がこれに回答しなかったため，債権者本人が弁護士会照会に対する報告義務の確認等を求めた事案において，第一審は報告義務の確認請求を認めたが（東京地裁平成24年11月26日判決（判例タイムズ1388号122頁）），控訴審は，銀行が弁護士会照会に対する回答義務を負うとしても，それは銀行が弁護士会に対して負う一般公法上の義務であり，債権者の回答による利益は反射的利益に過ぎないとして，確認の利益を否定して却下判決を言い渡した（東京高裁平成25年4月11日判決（金融法務事情1988号114頁））。上訴審の判決が待たれるところであるが，現状では，法的手続をとる場合，自宅，本店所在地等に近い金融機関をチェックする，債務者方の訪問時に銀行が口座開設時等に提供する粗品（メモ帳，ティッシュペーパー等），年末年始に配布されるカレンダーに目を光らせるなど，地道な調査をして取引支店を確定した上で，申立てをすることになるだろう。

ウ　もっとも，最近，筆者が仄聞したところによると，金融機関の中には，弁護士が有名義債権者の代理人として，支店等に関する弁護士会照会を申請した場合，回答に応じるところもあるようである。ある程度金融機関を特定できるのであれば，事前に電話等で運用を問い合わせ，適宜，弁護士会照会をするべきであろう。

エ　仮に預金が存したとしても，金融機関から融資を受けていたときは，相殺の可能性がある。そこで，仮差押え又は債権差押えの申立てをするときは，必ず陳述催告の申立てをして（民事保全法50条5項，民事執行法147条1項，民事執行規則135条1項），反対債権の存否を確認するべきである。

金融機関が債務者に反対債権を有していても，相殺権を行使しない限り，差押債権につき取立権を行使することが可能である。債務者が正常取引先のときは，金融機関が相殺権の行使に躊躇することが多く，弁護士が執拗に預金債務の弁済を求めると，金融機関が債務者に働きかけて，債権者に対する弁済を促すことがあるようである。陳述書に相殺予定との記載があるからといって，直ちに資産価値がないと早合点しないように心がけたい。

6　株式・投資信託

⑴　上場株式の調査

平成21年1月に株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことにより，上場株式の仮差押え及び差押えの方法が変更された。当事者は，債権者，債務者及び振替機関等（債務者が口座の開設を受けている振替機関又は口座管理機関）である。

債務者が株式取引をしているか，どの証券会社に口座を開設しているかは，予め債務者側から情報を得ておかないと，弁護士の関与後に把握するのは困難であろう。有名義債権者の代理人として弁護士会照会をする場合，証券会社の中には支店等につき回答に応じるところがあるようなので，ある程度証券会社を特定できるのであれば，事前に電話等で運用を問い合わせるべきだろう。

⑵　非上場株式の調査

非上場株式については，株券が発行されている場合，債務者が株券を占有しているときは，動産（有価証券）の仮差押え又は差押えにより，第三者が占有しているときは，株券引渡請求権の仮差押え又は差押えによる（第三者から任意の株券提供を期待できるときは，動産の仮差押え又は差押えによる。民事執行法124条）。株券が発行されていない場合は，株式（株主たる地位に基づく諸権利の総体）の仮差押え又は差押えによる。このように株券の発行・不発行の別，占有者が誰かによって手続を異にするから，非上場株式の場合は，これらの事実を正確に把握しなければならない。

また，取引相場のない非上場株式の強制執行に際しては，差押え後に評価人による評価（民事執行規則111条1項，139条1項）が必要となるが，実務上，そのために過去3期分の債務者の決算書等の提出が求められることが多い。しかし，第三債務者が任意に提出しないことがあり，このような場合には手続が停滞してしまう。弁護士としては，事前にこれらを入手するか，その見通しがあると判断した場合に，申立てに及ぶほうが賢明ではなかろうか。

⑶　投資信託の調査

投資信託には，投資信託振替制度（投資信託の受益証券をペーパーレス化して，受益権の発生，消滅，移転をコンピューターシステムの上の振替口座簿の記録により行うもの）の対象となるものとそうでないものがある。同制度の対象となるのは，契約型の委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項参照）であること，発行者が同制度での取扱いに同意していること等の要件を満たすものであるが，全ての金融機関がこの制度に参加しているわけではない（証券保管振替機構のホームページで，公示銘柄及び参加者を検索できる）。投資信託振替制度の対象たる投資信託で，かつ同制度に参加している金融機関が第三債務者の場合は，上場株式の場合と同様，振替社債等の仮差押え又は差押えによる。同制度の対象外の投資信託又は同制度に参加していない金融機関が第三債務者の場合は，投資信託受益権に係る権利の仮差押え又は差押えの申立てによる。

このように投資信託振替制度の適用の有無で仮差押え及び差押えの方法が異なるから，債権者において，予めこの点を調査しておく必要がある。事前に投資信託の有無等の情報を得られなかったときは，金融機関に対する弁護士会照会を試みることになるだろう（上記5⑴ウ，6⑴，下記9⑷参照）。

7　給与，役員報酬等

給与，退職金等の仮差押え又は債権差押えの申立てをする場合，第三債務者（勤務先）を特定する必要がある（住所，氏名）。これは事前に調査しておかないと，弁護士が依頼を受けてから調査を開始しても，把握は困難である。給与所得については，債務者が退職するリスクがあり，役員報酬についても，債務者が役員を辞任するリスクがあるが，第三債務者がオーナー企業の場合，さらに株主総会決議等によって役員報酬の支払が打ち切られる可能性がある。

8　売掛金

売掛金債権の仮差押え又は差押えの申立てをするときは，対象債権の特定が必要である（民事保全規則19条2項，民事執行規則133条2項参照）。事前に十分な調査を終えているか，債権者に協力的な第三債務者が現れない限り，債権者において，これらを特定するのには相当の困難を伴う。また，第三債務者に支払能力がないと，債権の満足を得ることは難しいし，第三債務者から，弁済，相殺等の抗弁が主張される可能性もあり，これらを事前に調査することはさらに難しいだろう。

なお，債務者が仕入れた商品を売却して売掛金債権を取得したときは，納品者によって動産売買先取特権（民法311条5号）にもとづく物上代位権（同法304条1項）が行使されるリスクがあるから（最高裁昭和60年7月19日判決（最高裁民事判例集39巻5号1326頁）），回収の方針を固めたら，速やかに債権譲渡を受け，あるいは債権差押え及び取立てを終えるよう心がけたい。

9　その他

(1)　自動車の調査

自動車は，陸運支局又は自動車検査登録事務所に登録事項等証明書の交付申請をして債務者所有か否かを調査することになるが（道路運送車両法22条1項），その際，自動車登録番号のみならず車台番号を明示する必要がある。そのため債権者が自動車検査証写しを所持し，あるいはこれを転記しておかないと，事実上，交付申請はできないであろう。東京運輸支局及び神奈川運輸支局（本局）では，弁護士会照会を申請したときは，保存記録照会書の写しで回答する運用がなされており，これによって使用者，所有者及び担保権の登録の有無を確認することができる。

自動車は，所有権留保の物件が多く，リース物件のこともある。また，経年劣化が著しいので，差押えの対象に向かないことが多い。法的手続をとるときは，オートガイド自動車月報（レッドブック），インターネットの自動車査定を活用して，相場を把握することも重要である。

(2)　電話加入権の調査

電話加入権は，資産的な価値が乏しく，現在その執行に及ぶメリットに乏しい。電話加入権差押命令を申し立てるときは（民事執行法167条1項），電話番号，電話加入権を有する者の表示，電話の設置場所等を記載しなければならず（民事執行規則146条1項），電話帳等でこれらを調査しておく。

(3)　ゴルフ会員権の調査

ゴルフ会員権は，債務者本人からよく利用するゴルフ場を聞き出したり，同業者等（仕事仲間）から

ゴルフ場のメンバーか否かを聴取したりして調べる。

預託会員制のゴルフ会員権の差押命令を申し立てるときは，ゴルフ場の名称，会員番号及び預託金証書表示金額を表示するのが一般的であり，弁護士会照会によってこれらの情報を得ることになるだろう。

⑷　生命保険の調査

生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者は，これを取り立てるため，債務者の有する解約権を行使することができる（最高裁平成11年9月9日判決（最高裁民事判例集53巻7号1173頁））。仮差押えについてであるが，東京地方裁判所は，生命保険解約返戻請求権を特定するためには，必ずしも保険証券番号及び保険の種類を明らかにする必要はなく，保険者，契約者及び受取人を特定し，被保険者及び保険の種類について想定されるものを具体的に記載すれば，仮差押え債権としての特定と認め得るものとしているが（東京地裁保全研究会「民事保全法の実務（第3版）」184頁），できるだけ詳細な情報の入手に努めるべきは当然である。

なお，弁護士会照会は，一般社団法人生命保険協会事務局長宛てに送り，各保険会社からの回答を待つのが一般的であるが，照会を求める理由に既に債務名義を得ている旨記載しておくと，回答に応じる会社もあり，必ずしも運用が統一されていないようである。

⑸　その他

以上，代表的な資産の調査方法を概観したが，財産の種類はこれらに止まらない。民事保全法，民事執行法の文献には，他の財産に関する記述があり，思わぬ財産の存在に気づかされることがある。これらに当たるほか，常に社会の出来事に関心を抱くことで，財産調査のノウハウが蓄積されていくように思われる。

10　情報活用の心得

⑴　良識ある回収

首尾よく債務者財産が見つかった場合，債権回収のためにどのような手段を選ぶかは，最終的には依頼者の判断によるが，依頼者が弁護士にアドバイスを求めることも多い。公式があるものではないが，筆者は，一般論としては，速やかな保全又は強制執行を心がけ，また，債務者に影響の大きい手段を選択するほうが，結果的に回収の実があがると考えている。ただ，性急な法的手続が，倒産の引き金を引いたり，債務者の社会的信用を著しく損ねたりして，かえって債権回収に資さないこともあるから（債権者が強い批判を受け，債権者の業務自体に影響が及ぶことすらある），弁護士としては，債権回収という目的を見据えつつも，良識を働かせて回収方針を定めることが不可欠である。

⑵　申立ての時期

法的手続をとる場合でも，そのタイミングを計るべきは当然であり，特に預貯金を対象とするときは慎重に判断しなければならない。例えば，債務者が自然人のときは，給与，ボーナス，役員報酬等の支給時期，法人のときは，季節的な売上げの増減，カード会社等からの振込時期，年会費，学費等の納付期限，補助金・交付金の支給時期などを調査し，残高が多くなる時機を選択するべきであり，そのためにも債務者に関する基礎的情報の収集を怠ってはならない。

債権回収の実務 Ⅱ

関係者の財産を対象とする手段

- 財産の調査方法と留意点
- **関係者財産を対象とする手段**
- 各種手続の活用例

会員　山﨑 雄一郎（47 期）

債務者の関係者の財産からの回収を図る主な方法として，詐害行為取消権及び債権者代位権の行使，法人格否認，役員の責任追及，民法上の特殊不法行為に該当する場合が考えられる。

筆者の経験のほか，これらの問題が取り上げられた裁判例も参考にしながら検討を進めていくが，要件，効果に関する解釈上の理論的問題点の検討にはできるだけ立ち入らずに，本稿の目的である，債権回収のための財産調査の方法や視点を中心に据えていくこととしたい。紙幅の関係で必ずしも網羅的に取り上げることができず，また，言い古された事項に終始して，会員の方々に新たな知見を提供するに至っていないのではないかとの懸念も拭えないが，足らざる点については，別の機会に譲らせていただきたく，当会会員等読者のみなさまのご海容を賜れば幸いである。

1　詐害行為取消

債務者の責任財産の流出が確認できた場合に，その財産からの回収を図る手段である。債権の成立時に債務者の一般財産を構成していた財産とその流出先を調査し，債務者の悪意と受益者の善意でないことに関わる事実を推認させる事情を調査する必要がある。

(1)　債務者の一般財産の調査

債権債務関係成立時の一般財産を公開情報から調査する典型的な方法は，不動産（船舶，建設機械等，不動産に準じるものを含む）に関しては登記事項証明書の取得等，知的財産権（特許権，実用新案権，意匠権，商標権，種苗法に基づく育成者権，半導体集積回路に関する法律に基づく回路配置利用権）については各原簿の閲覧，謄写によることになる。これらについてインターネットでの閲覧制度があることは既に広く知られているところである。自動車検査登録についても閲覧謄写が可能であるが，自動車登録番号と車台番号が判明している必要があり，かかる情報が入手できる場合に限られることになる。比較的小口の恒常的な取引において，各取引の開始時に債務者の資力を構成する一般財産の状況に関する非公開情報を入手しておくことは経済合理性が乏しく，現実的ではないが，比較的規模が大きく，与信額としても多額の取引をする場合には，取引開始時に決算書のみならず個別の明細が取得できることもあり，これにより把握しておくことが可能となる。

(2)　流出先の探索

流出先の探索については，上記の登記又は登録制度のある財産については，移転の登記，登録をたどることとなる。動産及び債権譲渡登記も不当な譲渡又は担保設定の有無を調査するために有用である。夫婦や同居の親族など一定の身分関係のある場合，従前から密接な取引関係のある法人，会社分割によって事業が移転した会社が典型例であり，これらが当該財産の承継人として登記，登録の記載内容に出現していることが通常であろう。夫婦等の親族関係については，戸籍謄本により確認し，同居の有無については戸籍附票又は住民票写しでの確認は必須であろう。債務者の資力についての認識については，外部から直接客観的な資料で確認することはできない

が，生計を一にしている同居人であれば給与明細，預金通帳，クレジットカード会社等から送付される明細などの収支の状況に関する客観的資料等に関連して，訴訟の証拠調べにおいて，どの程度の認識を有していたかを尋問し，その合理性を検証することは可能であるといえる。密接な関係のある取引先については，生計を同一にする親族ほどには，債務者の資力についての認識を立証することは，容易ではないと考えられる。しかし，民間情報機関から得られる信用情報，会社のホームページや会社案内から親密な関係が推認できる場合もあり，主要な不動産に担保権の設定登記をしているような事実があれば，資力について一般的な取引先を超える情報交換が疑われるような場合もあり，詐害行為取消訴訟を行うだけの価値を見いだせる場合もあろう。

2　債権者代位

(1)　概要

本来的には，債務者が無資力である場合に，当該債務者が第三債務者に対して有する債権を債権者が代位行使しうる手段である。債務者の無資力の立証が必ずしも容易ではないという点もさることながら，そもそも，債務者が有する代位すべき権利を知る機会を得ることも困難をともなう。債権者代位権の成立要件として，原則として債権者の有する債権が弁済期にあることが必要であり，債務者の有する債権が未行使でなければならないため，有効に機能する場面は決して多くはない。民間情報機関による信用情報に記載のある主要取引先や取引銀行も参考になりうるが，情報源が対面調査によるものであることもあり，また，時点が直近のものとは限らないため，有効性にも限界がある。

(2)　活用例

債権者代位権の行使が奏功する場面としては，債権者と債務者との間の取引関係が正常に機能している間に，債務者が保有している得意先や大口の取引についての情報が得られている場合が考えられ，恒常的に顧客として当該債務者と接している営業担当者による平時の情報収集が意味を持つこととなろう。また，債権の発生原因たる取引の種類によって，第三債務者が比較的判明しやすい構造となっているものがある。例えば，建造物の建築に関して請負契約又は製造物供給契約等を受注した者が，発注者の顧客等の指定する場所で，建築工事や商品の設置を行う場合がある。この場合には，債権者は，発注者である債務者にさらに発注を行った顧客（元請け等や施主）についての名称や所在を知る可能性が高い。そこでは，債務者と第三債務者である元請け又は施主との取引条件に関する全部又は一部の情報を得る余地があり，そこで発生する債権についての実効的な代位行使が可能となることがある。システム開発，広告宣伝，コンテンツビジネスなど，複数の業者が重層的に業務を行うこととなるような取引形態の場合の業務委託契約にも類似の構造を見ることができる。分譲区分所有住宅において所有者が管理費及び修繕積立金の支払を滞納している場合に，当該区分所有住宅の賃借人の賃料債権に対して代位行使が認められた例があり（東京地判平成22年7月2日LLI／DB06530397），これは管理組合が管理規約に基づき居住者に関する情報を把握できていることによるものである。

裁判例からは，なかなか一般化できる事案を探すことは困難で，むしろ，偶然的に債務者が第三債務者に対して債権を有することが発覚する場合が散見される。例えば，債権者が第三債務者の所有不動産

に設定していた担保権が，債務者の代表者の不正行為によるとして，担保権の設定登記の抹消登記請求訴訟を提起されたことを機縁として，債務者が第三債務者に貸金返還請求権を有していることが判明し，債権者代位権の行使が奏功したというもの（東京地判平成25年8月27日LLI／DB0683063），債務者が仕入れた物品を第三債務者に転売することを前提に債権者から仕入れたところ，第三債務者が正当な理由なく債務者との売買契約を反故にし，そのために発生した違約金請求権について訴訟を提起し，債権者がこの訴訟に独立当事者参加して，代位行使したというもの（横浜地判平成24年12月12日LLI／DB06750625）がある。

⑶　詐害行為取消との関係

また，詐害行為取消権の主張と選択的な請求原因として主張されることもある。財産隠匿目的での虚偽表示であるとして，例えば債務者と第三者との間の不動産の売買又は贈与を無効とし，債務者の所有権に基づく移転登記抹消登記請求を行う場合である。調査事項は，上述の債権者取消権について述べたところと重複するが，立証の要点が，債権者を害することではなく，虚偽表示に該当するか否かであって，裏返せば，当該取引に合理性が存在せず，真意に基づかないことである点に留意が必要である。

3　法人格否認

⑴　概要

実質的な支配者が運営する複数の関連会社の法人格が否認される場合には，支配者のほか，複数の関連会社の全員が一体となって連帯債務関係に立つと解されており（東京高判平成24年6月4日判時2162号54頁，判タ1386号212頁，金商1401号14頁），契約当事者以外の第三者の財産からも債権回収が可能となる場合がある。

⑵　法人格の形骸化の判断要素

法人格否認には，法人格の形骸化に該当する場合と法人格の濫用に該当する場合がある。両者に共通する基準である，ある法人が他の法人又は個人に実質的に支配されていること（いわゆる「支配要件」）のほか，法人格の形骸化の判定基準として，

① 会社財産と支配株主等の財産の混同（営業所や住所の共有，会計区分の欠如等）
② 会社と支配株主等の業務の混同（外見による区分困難，同種事務の遂行等）
③ 株主総会・取締役会の不開催，株券の違法な不発行など会社法，商法等により要求される手続の無視，不遵守

といった徴表がみられるかどうかが挙げられる。また，法人格の濫用の判断基準としては，前述の支配要件のほか，その法人格を利用することにつき，支配者に違法または不当な目的がある場合が挙げられる。

いずれも評価を伴う要件であり，その評価の根拠となる具体的事実の主張立証が必要であるから，この具体的事実を推認する証拠資料の収集が必要となる。

⑶　法人格の形骸化に関する調査事項

一つの証拠資料が，複数の評価根拠事実の立証に関連性を持つことが多いため，必ずしも，事実ごとに明確に分けて論じられる訳ではないが，概ね，法人格の形骸化に関して有効と考えられる調査事項としては，次のような項目が考えられよう。

① 関係各社の登記事項証明書を取得し，本店及び支店所在地に事業の実体が存するかを現地に出向いて調査する。写真撮影や近隣からの聞き取りなどを実施して証拠化を図る。書留郵便を発し，到着しなければ実体がないことを裏付ける一つの証跡となる場合もあろうし，配達証明または書留郵便の追跡サービスを利用して，転送先が，関連会社であることが推認できる場合もありうる。所在地も，役員，出資者らの住所との異同など，それらの人物との関係が密接な場所であるかを調査することも有効である。これらを訴訟で立証するために，適切に住民票，戸籍及び附票の取得をして調査することも必要となる。

② 関係会社の登記事項から，主要な役員が共通であることを調査することができる。株主又は債権者として株主名簿の閲覧権の行使が考えられるが（会社法125条），実質的な出資者を外形的に認識することは必ずしも容易ではない。計算書類については，会社法442条により債権者が閲覧謄写することは可能であるが，個別の取引が認識・推認できるような情報はほとんど得られないであろう。取引開始等の機会に決算書・税務申告書について明細も含めて入手できていれば，その記載内容から判明する余地もある。問題となった取引に対して，関連会社が相互に密接に関与している経過が推認できるような事情があれば，訴訟提起後に，求釈明の申立て，文書送付嘱託又は文書提出命令を利用して立証が可能である。なお，前述の東京高判の事例は，関連会社が発行したとされていた社債の引受先に関して発せられた文書提出命令に相手方が応じず，各社の資金調達が循環していたことについて，申立人側の主張に沿った認定がなされたことが法人格否認を認容するにいたった有力な根拠となっている。

③ 現在の本店所在地を訪問し，従業員の有無を確認する。応答がある場合には，専従の従業員の常駐の有無を尋ねることも考えられる。

④ 株式譲渡制限が付されていないにもかかわらず，2年を超えて取締役の登記が放置されている場合には，形骸化を推認させる事情となりうる。取締役会，株主総会等の開催の有無について外形的に認識するには，株主又は債権者であれば，株主総会議事録の閲覧，謄写請求（会社法318条4項）が考えられる。取締役会議事録については，原則としていつでも株主の閲覧謄写請求権があり，監査役設置会社又は委員会設置会社では，裁判所の許可は必要となるものの，これを得てなすことができる（会社法371条2項，3項）。取締役会設置会社の債権者は，役員の責任追及のために，取締役会議事録を閲覧謄写できる（同条4項）。それ以外の場合には，前述のように訴訟を提起した後に利用できる手段を検討することになろう。

⑤ 業務の混同に関わる事情として，例えば，事業のスタッフに対し支払われる報酬等が複数の会社から支出されていることが，相手方側の経理関係の証拠資料から判明することがあり得る。

⑥ 意思決定過程の混同に関わる事情として，取引に関する一連の過程に，ことさらに複数の会社が関与した外形をとりつつ，実質的には一部の者で決定し，実行する場合が挙げられる。

⑦ 財産の混同に関わる事情として，売上金の入金処理が，契約当事者とされている会社にされていなかったり，まとめてされていたりするなどの事実が判明することがあり得る。

⑧ 現実に行っている事業と，登記上の事業目的との間に乖離があり，登記上の事業目的にそった事

業を行っている状況がない場合には，活動休止状態にあったことを推認させる一つの事情となる場合がある。決算報告書上，資金調達の過程が適切に反映されておらず，また，該当する取引を反映した記載が，あるべき事業年度に記載されていない場合に，事業活動が日常的に行われていないことを推認させる場合がある。

⑷　法人格の濫用に関する要件及び調査事項

法人格の濫用の類型に該当するには，支配要件のほか，目的要件を満たす必要がある。

法人格の濫用に関して有効と考えられる調査事項としては，支配要件に関する事実については，上述の形骸化で述べた調査事項と概ね重なることとなろう。このほか，目的要件を判断するための調査事項の例として次のようなものが挙げられる。

① 当該取引に関わる強行法規，行政的規制を調査し，複数の法人を介在させることによって，その潜脱が容易となる場合であること。

② 当該取引の当事者となっている会社の登記上の事業目的欄に，当該取引に関わる事業の記載がなく，また，関連性がないか，極めて乏しいこと。

③ 上述のような手段で訴訟に顕出された証拠資料中から，取引の基盤となる資金，原材料等を取引当事者となっている会社で調達することが不可能であって，他の関連企業から調達している事実が存し，この関連企業を取引当事者としない合理的な理由がないこと。

④ 関連会社の登記事項証明書から，設立時期が判明する。この時期と当該取引との近接性が，当該取引に当該法人を利用することを企図した事実を推認させること。

⑤ 訴訟で相手方側が，会社の実態が存在することを立証するために証拠として提出した経理資料から，合理的な対価関係のない金銭の授受が行われ，取引全体からみると対価の二重取りと見られる事実が存すること。

4　役員の責任追及

会社法429条は，役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは，当該役員等は，これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うとする。例えば，会社の危殆状態を隠して取引を行っていた場合，会社財産の危機的状態を容易に知りうる状態であったにもかかわらず放置し，漫然と債権者との取引を行っていた場合に，会社債権者から取締役等の役員個人への責任追及を可能とする。取締役の職務執行に関する任務懈怠の故意又は重過失，すなわち会社の内部的な事情が立証の中心課題となるため，容易ではないが，監視，監督義務を懈怠している場合も責任追及の対象となりうるため，会社の金融機関等に対する債務について連帯保証をしていない役員に対する責任追及をも可能とする利点がある。債務者会社の管理部門が機能不全に陥っているような状況では，現実には取得が困難な場合もあろうが，法人格否認の項で前述したように，会社法上は取締役会議事録の閲覧謄写が可能であり，当該役員等が適正に任務を遂行していたか否かについて調査することができる。

取締役の住所は，代表取締役以外の者は，登記からは知り得ないが，会社法125条により株主名簿の閲覧謄写が可能であれば，取締役で株主でもある者の住所を調べ，住所所在地の不動産等の所有の有無を調査することが可能である。

5　個人相互間又は法人相互間で一方の責任を他方に追及できる場合及び個人の責任を法人に追及することのできる場合

⑴　自動車損害賠償保障法3条による請求

自動車の人身事故において，運転者に資力がなく，また，保険の付保がない場合に，運行供用者責任に基づいて車の所有者等への責任追及を行うことは，頻繁に行われている。加害者側の運転者，自動車の保有者等事故に関わる当事者の名称及び住所は，交通事故証明書によって容易に調査できる。交通事故のうち，人身事故は，刑事事件として立件されるので刑事記録の謄写により資料の収集ができる。加害者又は自動車の保有者である個人又は法人が加入する任意保険会社の調査が先行することが多いため，比較的労せずして，加害者の関係者の名称，所在，事故状況等に関する一定程度の証拠を収集することができる。また，物損事故においても使用者責任又は運転者を被保険者と定める保険約款を民事責任上の根拠として同様な対応が為されているところである。

⑵　民法715条（使用者責任）による請求

使用者責任は，交通事故のみならず被用者の職務執行中にその故意過失により損害が生じた場合に，使用者に対する責任追及を可能ならしめる制度である。取引行為において行われた加害行為であれば，取引行為で授受された資料等から使用者の名称，所在地を知り得，加害行為及び事業との関連性を推認する資料も比較的得られやすいであろう。取引行為以外の事故の場合には，加害者本人からの聴取，名刺その他加害者の所属等に関して交付を受けた資料，加害者本人の着用している制服に表示されている企業等の名称，事故が生じた場所が，使用者の管理区域であれば，そこに掲出された標章等から，事故当時の使用者と被用者との関係を基礎づける資料を得ることも考えられる。

⑶　民法717条（工作物責任）による請求

工作物責任は土地の工作物によって生じた損害について，占有者又は所有者の責任を追及する制度であって，個人の責任を他の個人又は法人に追及する根拠となりうる。占有者については，当該工作物の現場に臨場し，工作物に掲出されている管理者の名称等を調査し，写真等で証拠化することが有効であろう。

建物等の登記されている建造物であれば，登記事項の調査から所有者を調査し，担保の有無，併せて価格に関する資料（固定資産評価証明，不動産市場価格等）を調査して，支払能力を推認させる事情を調査することも可能である。

⑷　民法714条（監督義務者の責任）による請求

未成年者及び責任無能力者監督責任も加害者個人の責任を他の個人に追及する根拠となる。加害者本人からの聴取により，監督義務者の氏名及び住所等を調査することになろうが，未成年者又は責任無能力者から聴取するのは困難と見られる場合もある。結論の当否については意見の分かれる事例ではあるが，認知症の者が鉄道の軌道上に入り，列車と衝突して死亡し，鉄道会社がその遺族に対して損害賠償請求をした事案では，死亡した加害者本人の衣服に縫い付けられていた家族の携帯電話の番号から監督義務者が判明したものがある（名古屋地判平成25年8月9日判時2202号68頁。もっとも，この事案では，刑事事件としての捜査がされており，家族の携帯電話の番号を発見して架電したのは，捜査に当たっていた警察官であった。このような刑事事件として捜査が行われていれば，刑事記録から資料を収集することも可能な場合がある）。

債権回収の実務 Ⅲ

債権回収における各種手続の活用例等について

- 財産の調査方法と留意点
- 関係者財産を対象とする手段
- **各種手続の活用例**

会員　流矢 大士（40 期）

第1　はじめに

今更申し上げるまでもなく，我々弁護士の仕事は，単に債務名義を得るだけでは不十分であり，現実に債権を回収し，回収金を依頼者に交付して初めて委任事務を処理したと言えるものである。

債権回収は，会員諸兄姉が日々扱われている事件処理であり，工夫され，英知を発揮され，ノウハウを蓄えられておられることと思う。

本稿においては，債権回収における各種手続の活用例等として，債務者の保有する財産を発見する手段として有効な弁護士法第23条の2による照会申出の活用方法と債権回収の手段としては実効性に劣ると言われている財産開示制度及び動産執行について，改めて，その制度・手続の問題点と活用例等について，論じてみたいと思う。

もとより，私の能力不足及び経験不足から，目新しい情報を提供できるわけではないが，少しでも会員諸兄姉のご参考になれば幸いである。

第2　弁護士法第23条の2による照会申出の活用

1　弁護士法23条の2による照会制度

債務者が有する財産を調査・発見するために取り得る手段としては，裁判上の手続として①調査嘱託の申立て（民訴法186条），②文書送付嘱託の申立て（民訴法226条），③文書提出命令の申立て（民訴法220条～225条）があり，これらの手段のうち調査嘱託の申立てと文書送付嘱託の申立ては，訴え提起前でも利用することができる（民訴法132条の4）。

しかしながら，これらの申立てをする場合は，必ず，債務者に事前に知らせることになるので，債務者が隠匿している財産を調査・発見する手段としては，必ずしも有効であるとは言えない。

裁判外において取り得る手段としては，弁護士法23条の2による照会の申出（以下「弁護士会照会の申出」という）がある。弁護士は，受任している事件について，所属弁護士会に対し，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ，この申出を受けた弁護士会は，照会申出を適切と判断した場合は，特定の公務所等に対して報告を求める照会を行うことになる（弁護士法23条の2）。なお，照会を申し出てから回答を受領するまでの手続の流れの概略は，**図1**のとおりである。

図1　照会申出から回答受領までの流れ

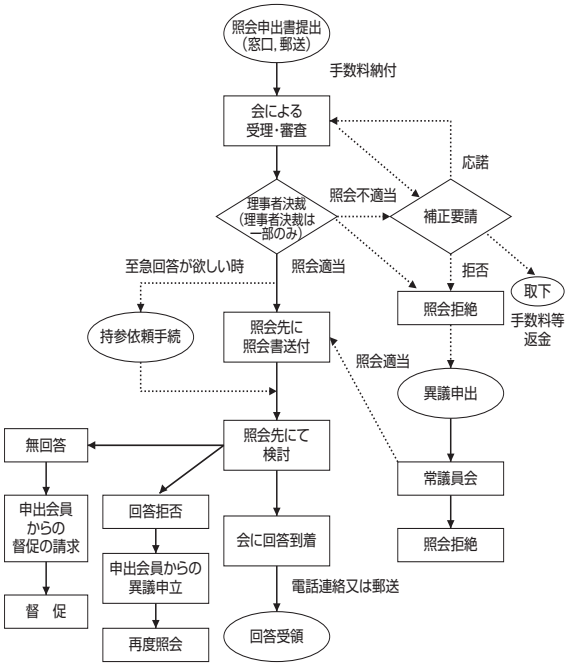

＊東京弁護士会調査室編「弁護士会照会制度［第4版］」（株式会社商事法務）8頁より転載

弁護士会照会の申出は，前述した裁判上の手続と異なり，債務者に知られずに債務者の財産を調査することができるという長所を有し，その調査の結果，債務者の財産を発見した場合には，直ちに財産の保全策を講じること等によって，債権の回収に繋がるのであるから，効果的に使いたい手段である。

2　弁護士会照会の申出を利用する場合の留意点

(1)　弁護士会照会の申出の利用にあたっては，適切な申出をするように心がけなければならない。照会申出書の「照会を求める理由」欄に，報告を求める事項との関係で不必要かつ不相当な記載はすべきではない*1。また，この申出によって得られた報告を，当該照会申出の目的外に使用したり，別事件等に流用してはならない。

(2)　照会先は必ずしも法律の専門家ではない。それ故，円滑かつ迅速に回答を得るためには，照会先が照会の趣旨を理解し，かつ，短時間で回答書を作成しやすいよう，回答者の立場に立って照会事項を起案することが必要である。できるだけ平易な文言を用い，また，一問一答式の問いにしたり，アンケート式の問いにしたりすることが考えられる。さらには，弁護士会照会の申出をする前に，照会先に打診して，弁護士会から照会があった場合に回答して貰えるか，回答して貰えるとしてどのような質問であれば回答しやすいか等を確認しておくことも有効である。

(3)　弁護士会照会の申出に基づき弁護士会が発した照会により，照会申出人である弁護士の企図が，照会先を通じて，受任事件の相手方に知られ，このため所期の目的を達することができない結果を招来することもあるので注意を要する。金融機関を照会先とする場合等において，当該金融機関と相手方との関係が密接である場合は，金融機関が照会に回答する前に，相手方に連絡する可能性もないとは言えない。

3　債権回収のために利用する場合の具体的な活用例

弁護士会照会の申出の活用マニュアルと実例集については，東京弁護士会調査室編「弁護士会照会制度［第4版］」（株式会社商事法務），第一東京弁護士会業務改革委員会第8部会編集「弁護士法23条の2　照会の手引（五訂版）」，第二東京弁護士会調査室編集「照会必携―弁護士会照会ガイドブック―2007年」等がある。

債権回収のために利用する場合の主な活用例としては，以下のものが考えられる。なお，実際に照会申出をされる場合は，弁護士会に問い合わせをする等して正確を期していただきたい。

①　金融機関を照会先として，口座の有無，口座の内容，預金元帳等の写しを照会する。

但し，相続の事例を除いて，第三者名義の口座の照会は，当該第三者の同意書の提出を要求されることがほとんどであり，債務者の隠匿している口座の発見等のためには，活用しにくい。

＊1：照会の申出の理由の記載が不必要かつ不相当であるとして大阪弁護士会が戒告の懲戒処分をしたのに対し，その後，日本弁護士連合会懲戒委員会で，この処分が取り消され，懲戒されないこととなった事例がある（「自由と正義」2010年11月号116頁，2011年2月号128頁）。

② 証券会社を照会先として，株式等の預かり資産の有無，預託株式の内容，取引の内容，顧客勘定元帳の写し等を照会する。

①と同様の問題がある。

③ 自動車保険契約・共済契約・交通災害共済契約・損害保険契約・火災保険契約等の締結の有無，保険金の支払状況，支払先口座等を照会する。

一般社団法人日本損害保険協会，損害保険会社，一般社団法人日本共済協会，一般社団法人外国損害保険協会，共済契約の運営主体を照会先とすることが考えられる。

④ 生命保険契約締結の有無，保険金の支払状況，支払先口座等を照会する。

一般社団法人生命保険協会事務局長，生命保険会社を照会先とすることが考えられる。

⑤ 都道府県の公安委員会を照会先として，風俗営業の許可，古物営業の許可等の各種許可の内容，店舗の所在地等を照会する。

債務者が，風俗営業や古物営業を営んでいる場合に，店舗所在地の正確な内容，正式名称等を特定するために用いる。

また，債務者がパチンコ店を営んでいる場合，パチンコ台について公安委員会の認定ないし規格検定を受けているか否かを確認するために用いる。

⑥ 保健所，公安委員会を照会先として，賃借人である飲食店，風俗営業者の氏名等を照会する。

債務者が，建物の所有者である場合に，店舗の賃料等を差し押さえるために用いる。

⑦ 宅地建物取引業者の営業保証金の供託内容，弁済業務保証金分担金の供託内容等について照会する。

債務者が，宅地建物取引業者である場合に，これらの供託金還付請求権や返還請求権を差し押さえるために用いる。

なお，営業保証金についての照会先は，都道府県の不動産業課免許係等になり，弁済業務保証金分担金についての照会先は，公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会，公益社団法人不動産保証協会になる。

⑧ 旅行業者の営業保証金の供託内容，弁済業務保証金分担金の供託内容等について照会する。

債務者が，旅行業者である場合に，これらの供託金還付請求権や返還請求権を差し押さえるために用いる。

なお，営業保証金についての照会先は，都道府県の観光課旅行業係等になり，弁済業務保証金分担金についての照会先は，一般社団法人日本旅行業協会，一般社団法人全国旅行業協会になる。

⑨ フランチャイザー（本部）を照会先として，フランチャイジー（加盟店）の営業保証金の有無等を照会する。

債務者が，フランチャイジー（加盟店）である場合に，フランチャイザー（本部）に対する営業保証金返還請求権を差し押さえるために用いる。

⑩ 地方公共団体を照会先として，土地買収内容，売買代金の支払先口座等を照会する。

債務者の売買代金請求権を差し押さえたり，売買代金の送金先の預金口座を差し押さえるために用いる。

⑪ 国民健康保険組合，社会保険診療報酬支払基金等を照会先として，診療報酬債権の有無等を照会する。

債務者が医師，医療法人である場合に，診療報酬請求権を差し押さえるために用いる。

⑫ 固定電話会社，携帯電話会社等を照会先として，契約者，請求書の送付先，料金の引落口座等を照会する。

債務者の預金口座を差し押さえるために用いる。

⑬ ゴルフ場の運営会社を照会先として，ゴルフ会員権の取得・種類・金額等を照会する。

債務者のゴルフ会員権の預託金返還請求権を差し押さえるために用いる。

⑭　陸運支局，自動車検査登録事務所を照会先として，車両の所有者，車台番号等を照会する（回答に代えて登録事項証明書の謄本を提出して貰う）。

債務者の自動車を差し押さえるために用いる。なお，平成19年11月19日以降，自動車登録事項証明書の交付請求をするためには，自動車登録番号及び車台番号を明示しなければならなくなったため，弁護士会照会制度を利用して自動車登録事項証明書の記載内容を確認する必要が生じたものである。

⑮　日本中央競馬会，地方競馬全国協会等を照会先として，馬主の登録所有馬の名称等と賞金等の振込銀行名を照会する。

債務者の所有する馬，賞金支払請求権，賞金の振込先の預金口座を差し押さえるために用いる。

⑯　裁判所を照会先として，保釈保証金の内容等について照会する。

債務者が刑事被告人である場合に，保釈保証金を差し押さえるために用いる。但し，差し押さえる債権は，被告人の保釈保証金返還請求権である場合と被告人から弁護人に対する寄託金返還請求権の場合があるので，注意を要する。

4　報告を受けた後の対応

(1)　弁護士会から，公務所等からの報告事項の連絡を受けた弁護士としては，その報告に記載された情報を最大限に活用するように努めなければならない。首尾良く，債務者が隠していた財産を発見した場合は，間髪を入れずに仮差押えの申立てをする等保全の措置を講ずるべきである。

(2)　また，預金等の取引履歴の報告については，金銭の流れを分析して不自然な支出を追及する必要がある。取引明細書に記載されている記号の意味を分析し，不明な点があれば，当該金融機関に問い合わせる等して把握しなければならない。さらに，引き出した場所を特定することも重要であり，どの支店から引き出しているのか，また，ATMやCDからの引き出しの場合は，どこの店舗・出張所・コンビニエンスストアからの引き出しであるのかを確認し，自宅や勤務先等との位置関係を把握する必要もある。また，送金による支出がある場合は，送金先口座を把握する必要があり，そのために，再度の照会の申出も検討する必要がある。そのようにして，金銭の流れをできる限り判明させることを心がけなければならない。

なお，このような作業は，弁護士会照会の申出の場合だけでなく，調査嘱託の申立てや文書送付嘱託の申立てによって得られた資料についても，当てはまるものである。

(3)　このようにして取得した情報を最大限に利用し，債権回収の極大化に繋げたいところである。

弁護士会照会の申出は，債権回収の場面における有効な武器として，効果的に使いたい手続である。

第3　財産開示手続の活用

1　財産開示手続の概要

(1)　財産開示手続（民執法第4章）は，債権者が，債権の強制的実現を図るため，債務者の財産を把握するための制度として，平成15年の民事執行法の改正（平成16年4月1日施行）により新設された制度である。

図2　財産開示手続の流れ

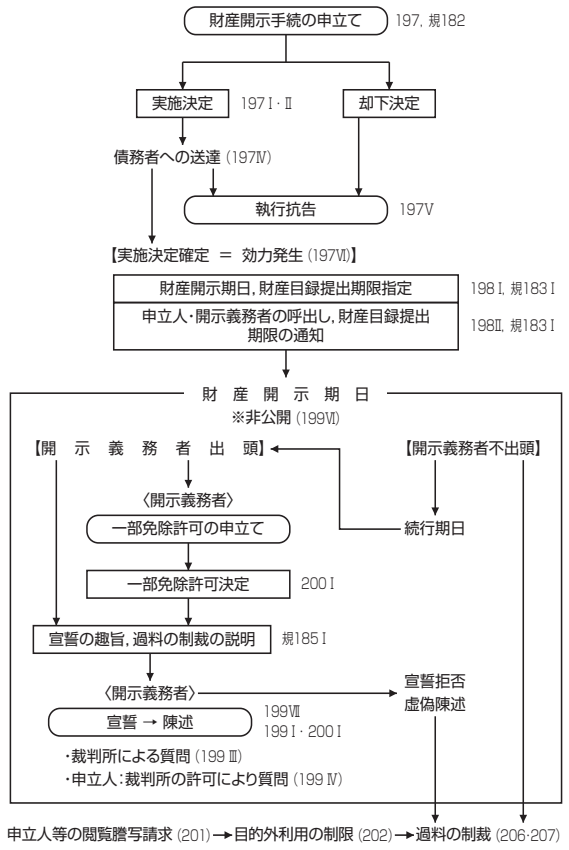

＊三木浩一編「金銭執行の実務と課題」(株式会社青林書院) 57頁より転載

(2)　財産開示手続の概要は**図2**のとおりである。

債権者が財産開示の申立てを行い，執行裁判所が財産開示実施決定をして，実施決定が確定すると，執行裁判所は，財産開示期日を指定して（民執法198条1項），申立人及び開示義務者を財産開示期日に呼び出す（同条2項）。その際，開示義務者に対して，財産目録を提出するよう通知し（民執規183条1項），開示義務者は，提出期限までに執行裁判所に財産目録を提出しなければならない（同条3項）。

財産開示期日に開示義務者が出頭したときは，執行裁判所は，開示義務者に宣誓させた上で財産目録に基づき財産の内容を陳述させる（民執法199条1項，7項後段，民訴法201条1項，2項）。執行裁判所は，開示義務者に対して質問することができ（民執法199条3項），申立人も，執行裁判所の許可を得て，開示義務者に対して質問することができる（同条4項）。

財産開示期日が実施された場合は，調書が作成される（民執規12条1項）。

なお，開示義務者が，財産開示の申立日の前3年以内に，財産開示期日においてその財産について陳述していた場合は，原則として財産開示手続を実施することができない（民執法197条3項）。

2　財産開示手続の利用状況

財産開示手続の利用は，下記の申立て件数が示すとおり，残念ながら低調であり，債権の強制的実現を図る手段としての効用は小さいと言われている（「自由と正義」2010年7月号，特集2「財産開示制度の将来」等）。

財産開示手続の申立て件数

年　度	申立て件数	既　済	未　済
2004年度	718件	489件	229件
2005年度	1182件	1213件	198件
2006年度	789件	779件	208件
2007年度	663件	711件	160件
2008年度	884件	821件	223件
2009年度	893件	926件	190件
2010年度	1207件	1159件	238件
2011年度	1124件	1095件	267件
2012年度	1085件	1126件	226件

出典：最高裁判所，司法統計

3　財産開示制度の問題点

財産開示制度の問題点として，①開示を強制する実効的な手段がないこと，②財産開示制度を利用することができる債務名義の種類が狭く限定されていること，③財産開示手続の開始要件として，「執行不奏功」要件が課されていること，④財産開示手続において陳述が求められる財産の範囲が，財産開示期日の時点における積極財産に限られていること，⑤第三者情報の取得ができないこと等が指摘されている（三木浩一著「わが国における民事執行制度の課題―財産開示制度を中心として―」（「LIBRA」2012年6月号14頁）。なお，同一の論文が，三木浩一編「金銭執行の実務と課題」（株式会社青林書院）116頁にも収録されている）。

これらの問題点に加え，仮に財産開示手続期日において財産開示を受けたとしても，その財産を恒定しておく方法がなく，開示された直後には債務者が財産を移転し，隠匿する可能性が大であるという点も指摘できる。

債権回収の実を上げるための有効な方法として，民事保全法に基づき財産を保全しておく方法があるが，それが奏功するのは，債務者に知られないうちに財産を保全できるからである。本執行の場合においても，その方法が有効であることは論をまたないところである。私は，債権回収の場面において，債務者に財産を隠匿する自由を与えつつ，債権者には債務者の財産を発見するための武器を与え，それを債権者が行使することによって，満足を図らせる制度が構築されるべきであると考える。その方策として，第三者照会制度を導入することを強く望むものである*2。

4　財産開示手続を有効に活用する方策

(1)　債務者の出頭の確保

財産開示手続において，債務者が期日に出頭しない場合には，30万円以下の過料の制裁を受ける可能性があるが（民執法204条1項），財産開示期日に債務者が出頭しないことが多く，出頭率は，年々低下する傾向にあり，平成21年以降は40％を割り込んでいると言われている（小柳茂秀著「財産開示の実務と理論」（日本加除出版株式会社），55頁）。財産開示制度の実を上げるためには，まず債務者の出頭を確保する必要があり，申立人代理人としては，債務者に出頭するよう要請したり，裁判所書記官から債務者に対してその旨を要請して貰うよう依頼する等の努力をすることが考えられる。

(2)　財産開示期日における質問の準備

前述のとおり，財産開示期日において，執行裁判所は，開示義務者に対して質問することができ（民執法199条3項），申立人も，執行裁判所の許可を得て，開示義務者に対して質問することができる（同条4項）。それ故，申立人代理人としては，債務者から提出された財産目録を閲覧謄写し，その内容を十分検討して，質問を準備しておく必要がある。

なお，裁判所から質問事項書の事前提出を求められる場合もある。この要請には，応じざるを得ないと考えるが，裁判所が債務者にこの質問事項を事前に開示しないよう，書記官にその旨の連絡をしておく等の方法が考えられる。

＊2：日本弁護士連合会は，2013年6月21日付けで「財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言」を取りまとめ，同月26日付けで法務大臣に提出している。

具体的な質問項目としては，債務者の現在の就業先，各種料金の引落口座，売掛金の売掛先，在庫商品の情報等が考えられる。また，過去に処分した財産についても現在の財産状況と関連づけて質問することも考えられる。特に，財産開示手続実施決定が債務者に送達されてから財産開示期日までの間に処分した財産がないかについては，質問しておくべきである（小柳前掲書58頁以下）。

(3) 示談

財産開示手続の本来の目的は，債務者からその所有する財産についての情報を獲得するためであるが，示談をするための契機として利用されることが多い。すなわち，出頭した債務者との間で話合いを行い，和解して任意の支払を受けることによって債権の回収に繋げるのである。

債務者との示談に備え，事前に，依頼者との間で，最終的にどこまで譲歩できるかを詰めておく必要がある。また，財産開示手続期日において質問する際に，債務者との間で険悪な雰囲気にならないようにしておくことも必要である（小柳前掲書61頁以下）。

5　財産開示手続の利用が奏功した事例

(1) 財産開示制度を利用して，開示された財産に対して強制執行を行うことにより，債権の回収が図れる場合は，当然にある。特に，勤務先が判明したことにより，給料の差押えを行い，相当額の回収に繋がった例等が報告されている（小柳前掲書163頁以下）。

(2) また，前述したとおり，財産開示手続の期日に出頭した債務者と示談して回収に繋げた例は多い。なお，稀な事例であると思うが，財産開示手続期日の終了後に，債務者と交渉していたところ，債務者が取り出した銀行の袋から口座が特定でき，後日，預金の差押えが奏功したという事例などもある。

6　心理的強制手段としての財産開示手続

財産開示手続を利用することにより示談に応じる債務者が多くいることが示すとおり，財産開示制度は心理的強制の手段として利用されることが多い。

このように財産開示制度を心理的強制手段とすることについて，慶應義塾大学の三木浩一教授は，「実は，財産開示制度や第三者照会制度も，債務者の財産を発見するという本来の機能のみでなく，こうした心理強制手段としての側面があることを忘れてはならない。たとえば，ドイツにおいても，財産開示制度の主たる機能は，必ずしも財産の発見ではないという見方がある。なぜなら，財産開示手続によって有力な財産が見つかることは稀であり，むしろ，心理的な効果によって任意弁済を促す機能が主であるとも，いわれているからである」と指摘しておられる（前掲「LIBRA」19頁，前掲「金銭執行の実務と課題」122頁）。

現行の財産開示制度に不備があり，使い勝手が悪いとすれば，心理的強制の手段としての利用を大いに考えるべきである。

それと共に，実効性のある財産開示制度の構築が強く望まれるものである。

図3　動産執行手続の流れ

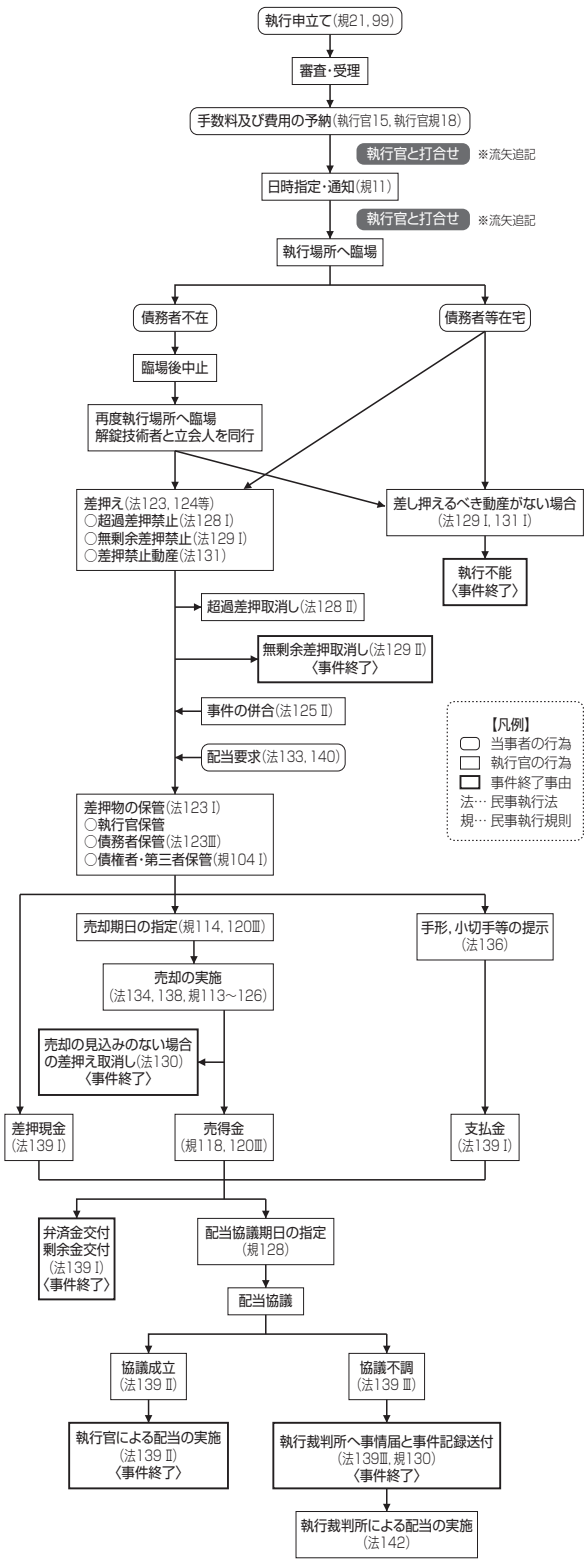

＊執行官実務研究会編「執行官実務の手引」(株式会社民事法研究会)54-55頁より転載
筆者による一部追記あり

第4　動産執行の活用

1　動産執行の短所

動産執行は，執行官が債務者の占有する動産を差し押さえ，そこから得た売得金等を，債務者の債務の弁済に充てる執行手続である。動産執行の手続の流れの概略は**図3**のとおりである。

不動産執行や債権執行に比べて，動産執行の実効性は劣ると思われる。動産執行において，債務者所有のすべての動産が差押えの対象となるのが原則であるが，生活の維持・生業の維持，プライバシーの保護，信教・教育上の配慮，社会福祉上の考慮，災害防止との調整との観点から，差押禁止財産が定められており（民執法131条），また，無剰余の差押えが禁止され（同法129条），さらに，換価性のない動産については，差押えを取り消されることがあり（同法130条），執行不能とされる範囲が広く規定されているし，差し押さえた動産の買受市場が狭く，現実的に換価できない場合が多いからである。

ちなみに，東京地方裁判所民事第21部（執行部）では，以下の動産を差押禁止動産として取り扱っている（司法研修所「民事弁護教材　改訂民事執行（補正版）」64頁）。但し，個別の執行事件において執行官の判断が優先されることは，当然である。

差押禁止動産

- 整理タンス　• 洋タンス　• ベッド
- 調理用具　• 食器棚　• 食卓セット
- 冷暖房器具（ただし，エアコンを除く）

＊洗濯機（乾燥機付きを含む）　＊鏡台
＊冷蔵庫（容量は問わない）

＊電子レンジ（オーブン付きを含む）
＊瞬間湯沸かし器　＊ラジオ
＊テレビ（29インチ以下）　＊掃除機
＊エアコン　＊ビデオデッキ
（＊印の物が数点ある場合には1点に限る）

また，東京地方裁判所民事第21部では，換価価値が5000円以下の動産については，換価性のない動産として執行対象外と取り扱うことが多いようである。

これらの場合に加えて，評価や換価性に複雑な問題がある場合は，最初から執行対象外として扱われる場合も多く，また，パーソナルコンピューターについては，プライバシーの観点等の理由で執行対象外とされる場合が多い。なお，民事執行法131条3号の「標準的な世帯の2月間の必要生計費を勘案して制令で定める額の金銭」については，66万円とされており（民執法施行令1条），自然人の債務者に対する動産執行の場合は，同額以下の現金は差押禁止財産とされる。

それ故，自然人の債務者の自宅等の場所に動産執行をかける場合は，執行不能となる場合が多い。また，法人の事務所に動産執行をかける場合は，机等の備品類を差し押さえることが可能なように思えるが，換価価値が5000円以下であるとして，差押えができない場合が多い。従前は，動産執行の場面に道具屋等の業者がついて来て，差し押さえた家財道具や什器備品類を道具屋が買って，それを債務者の親類等に売却するようないわゆる軒下競売が行われていたことがあったが，差押禁止動産が広く扱われるようになったことと中古動産の価値が下落し，道具屋等の業者が著しく減少したことから，いわゆる軒下競売は，ほとんど実施されていないようである（座談会「動産を対象とする強制執行事件における実務の流れと事前準備―執行実務を円滑に実施するための留意点と債権者の協力―」（以下「座談会」という）日本執行官連盟編集「新民事執行実務」9号，44頁（株式会社民事法研究会），前掲「金銭執行の実務と課題」，47頁）。

これらの要因の結果，動産執行事件は，90％程度が執行不能で終了しており，税務上の損金処理の1つの方法として利用されることが多く，本来の機能を果たしていない（三上照彦著「情報発信の重要性―「新民事執行実務」10号の刊行に寄せて―」，前掲「新民事執行実務」10号，6頁）。なお，東京地方裁判所（本庁）における動産執行事件の新受件数は，平成20年まで減少傾向にあり，同年は3917件に落ち込んだ。平成21年は4138件，平成22年は5069件と増加したものの，平成23年は4117件と再び減少に転じ（前年比約18.8％減），平成24年は3351件，平成25年は2794件とさらに減少している。平成25年の新受件数は，過去10年間で最少とのことである*3。

2　動産執行の活用

(1)　このように徒労に終わる場合が多いとされる動産執行であるが，債務者が豪華な動産を多数保有している場合もあり，それを差し押さえて換金し，債権回収に繋がる場合もあるし，執行官に捜索して貰った結果，貴金属・宝石類を発見できる場合もある。さらには，動産執行をしている最中に，債

＊3：本田晃著「東京地方裁判所（本庁）における平成23年の民事執行事件の概要」，前掲「新民事執行実務」10号，114頁，内田義厚著「東京地方裁判所（本庁）における平成24年の民事執行事件の概要」，前掲「新民事執行実務」11号，180頁，酒井良介著「東京地方裁判所（本庁）における平成25年の民事執行事件の概要」，前掲「新民事執行実務」12号，144頁

務者の財産の隠匿場所等の情報が得られることもある。それ故，動産執行は，単に形式的に「動産に対する執行」であるばかりでは決してない。

動産執行を軽視することなく，有効適切な手段として活用したいものである。

(2) 動産執行が奏功する場面としては，以下の場面が考えられる。

ア　現金の差押え

営業用店舗に対して動産執行をかけ，金庫内，レジスター内，両替機内の現金を差し押さえる。執行官から債務者に対して，現金の提出を求めると，素直に提出してくることも少なくない。債務者が現金を任意に提出してこない場合は，執行官から捜索をして貰うことになる。執行官は，債務者の占有する金庫その他の容器（机，トランク等）の引き出しを抜いたり，扉を開いて，その内部を捜索することができる（民執法123条2項）。債務者としては，執行官から捜索されることを嫌い，任意に提出してくることが多いのである。

この動産執行を効果的に行うためには，最高額の現金が営業店舗内にある日時を狙って行うことが肝要である。この点は，債務者の営業形態によって異なるので，その債務者の営業の実態を良く把握しておく必要があるし，場合によっては，内偵する等して，その実態の把握に努める必要がある。

例えば，パチンコ店などは，平日よりも連休の最後の日，また，午前よりも夕方から夜間の方が現金有り高は多いと考えられる。八百屋やスーパーマーケット等の小売店についても，夕方の方が現金有り高は多いと考えられる。消費者金融業者については，「5・10日」，月初よりも月末，給料日（25日が多いと思われる）の前日（間際）の方が営業店舗内に置いてある現金有り高は多いと考えられる。

但し，債務者は，動産執行を警戒して，できるだけ営業店に現金を置かないようにしており，頻繁に現金を金融機関や他の場所へ移動していることが多いし，消費者金融業者は，現金を営業店舗ではない場所で保管している場合も多く，現金を発見できない場合も多い。

イ　商品の差押え

債務者が小売業者の場合には，小売店舗に置いてある商品を差し押さえることが考えられる。この場合は，保管替えが行われ，入札又は競り売り等の方法により売却が実施される。実務上，執行官から債権者に対して差押え動産の保管が委託される場合が多く，債権者の方でしかるべき保管用倉庫を準備しなければならないので，その場所を確保しなければならないし，費用も負担しなければならなくなる。

この場合，差押え後に，債務者から差押えの解除の申出がなされることもあり，そのような申出があれば，それを契機として債務者と示談したり，任意弁済を受けることが考えられる。

ウ　営業用動産の差押え

営業店舗や工場に赴き営業用動産を差し押さえる。

債務者が製造業者の場合は，営業用動産が競落されてしまうと，商品の製造ができなくなるのであるから，事業に及ぼす影響は大きい。なお，債務者が自然人の場合は，業務に欠くことができない器具等は差押禁止財産とされるが（民執法131条4号），法人の場合は，業務に欠くことができない器具等も差し押さえることができる。

なお，工場抵当法7条2項，13条2項により差押禁止財産とされている場合もあるので，注意を要する。

債権者とすれば，実際の換価価値はあまり期待できないが，差押え後に，債務者から差押えの解除の申出があれば，それを契機として任意弁済を受けることが考えられるので，動産執行を行う意義は十分にある。

なお，パチンコ店の場合，パチンコ台を差し押さえることが考えられるが，パチンコ台の二次使用については，「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により公安委員会の承認が必要とされており，その承認を得るためにパチンコ台の検定通知書（写し）及び遊技機製造業者の保証書も同時に差し押さえる必要がある。但し，パチンコ業界への新規参入も少なく，物件の流通性は乏しいことを念頭に置いておく必要がある。

エ　執行官の捜索が奏功する場合

執行官は，債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り，その場所において捜索をすることができる（民執法123条2項）。

動産執行の場合，債権者側には立入権の条文上の根拠がないため，債務者の同意が得られない限り，申立債権者は執行場所に立ち入ることができない（執行官実務研究会編「執行官実務の手引」（株式会社民事法研究会），56頁）。申立債権者は，執行場所の外で待機し，執行官が執行補助者を帯同して執行場所に立ち入ることになる。勿論，債務者の了解があれば，債権者も執行場所に入れることがある。

執行官の捜索によって宝石，金塊，絵画等の高価品を発見できる場合も少なくない。動産執行の現場で，2000万円の現金が発見された例が報告されているし（前掲「座談会」，新民事執行実務9号，26頁），私の経験でも，執行の終了間際に，念の為にベッドの下を捜索したところ，金塊が発見されたこともある。

長年の勘等がモノを言う場面であろうが，経験豊富な執行官と執行補助業者の助力を得て，動産執行を奏功させるように努めるべきである。

また，執行官が捜索をしている途中で，債務者が財産を隠匿している場所や預金口座にかかる情報を発見できる場合もあり，それを利用して新たな動産執行や債権執行に繋げることができる場合もある。

動産執行においても，最初から諦めムードで臨むのではなく，最後まで粘り強く臨むのが良いと思われる。

オ　特殊な目的物に対する実例報告については，森勇著「動産等執行事件（保全事件を含む）における特殊な目的物に対する実例報告」（前掲「新民事執行実務」10号，103頁）を参照されたい。

3　心理的強制手段としての動産執行

財産開示手続と同様，動産執行の手続を利用することにより心理的強制を働かせ，示談をしたり，任意の弁済を受けることも多い。手荒な動産執行がされないよう現金の弁済を申し出る債務者も少なからずおり，その場合は，執行官がこれを受領し（民執法122条2項），債権者に交付される。なお，旧執行官手続規則では，執行官は任意履行の催告をすることとなっていたが（旧執行官手続規則13条），現在はその規定が削除され，執行官の裁量となっている。

また，現実に動産執行がされたことによる信用力の低下やイメージの低下を恐れ，任意弁済を申し出る債務者もいるし（前掲「座談会」，新民事執行実務9号，26頁），動産執行による換価を避け，執行の取下げを願い出てくる債務者もいるので，それにより示談し，任意の弁済を受けることとなる場合も少なくない。

さらに，商品を差し押さえた後に，そのことを聞きつけた債務者の取引先が執行の取下げを願い出てくる場合もあり，その者との間で示談ができる場合もあるし，その者が債務者に任意弁済を促し，それにより債務者が任意弁済をする場合もある。

このように，心理的強制手段として，動産執行は，威力を発揮する場合も多いのであり，たとえ執行不能となる可能性が高かったとしても，動産執行の有用性を軽視することはできない。

4　動産執行の留意点

(1)　効果的な動産執行を行うためには，事前準備が重要であり，執行官や執行補助を専門としている業者*4との打合せは不可欠である。

事前準備として執行官に知らせておくべき事項としては，①執行場所の地図，②債務者の動向，③解錠の要否，④差押えを希望する物件の有無，搬出の要否と動産の保管場所，段ボール箱の要否と量，搬出用の自動車や作業員の手配，⑤特定の動産の所在場所，特定の現金の存在等，⑥援助の必要性等である（前掲「座談会」，新民事執行実務9号，34頁）。また，それらのために，債権者としては，営業形態やその実態を把握し，何時の時点に一番現金が置かれているのか等を把握しておく必要があるし，事務所内において金庫や両替機の位置や個数を確認しておく必要がある。場合によっては，現金数え機を準備することも必要となる。

特に，目的動産が大量の場合や複数の場所に同時に動産執行をかける場合などの作業が広範囲・多量に及ぶ場合あるいは債務者側の強い抵抗が予想される場合は，複数の執行官による執行が行われる場合があり，その場合は，複数の執行官との打合せ及び債権者側における人員の手配を十分にしておく必要がある。

いずれにしても，動産執行に際しては，何を執行対象とするかを含め執行官や執行補助業者と事前の打合せを行い，手際よく有効な執行を目指す必要がある。

(2)　執行場所となる建物について，高度のセキュリティ・システムが備わっていたり，ピッキング防止が施されて解錠が困難なため，立ち入ることができず，執行不能となる事例が増加しているとのことであり（前掲「座談会」，新民事執行実務9号，36頁），事前に解錠できるか否かを確認しておくことが望ましい。また，技術力の高い解錠業者を確保することも必要である。

(3)　これまで述べてきたことから明らかなとおり，動産執行をかける場合には，執行不能となる可能性が高いにもかかわらず，ある程度の費用を要することになる。費用倒れになるリスクを依頼者に十分に説明し，依頼者の明確な了解を取り付けておくべきであり，依頼者との間でトラブルにならないように注意したい。

＊4：大規模な商品の差押え等の場合は，どうしても執行に手慣れている執行業者を頼まざるを得ない。東京地方裁判所民事第21部においては，明渡・引渡執行に携わる業者を登録運送会社として名簿に載せ，一覧表を作成して備え置いている。